

令和7年度統計法施行状況報告の概要

令和8年7月
総務省政策統括官（統計制度担当）

1. 令和7年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、統計法の規定に基づき、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告するもの
- 令和7年度統計法施行状況報告は、第IV期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）の3年度目の状況を取りまとめるものであり、以下の構成で取組状況を掲載

令和7年度施行状況報告

第1部 令和7年度における統計行政の主な動き
第2部 基本計画の推進状況
第3部 項目別実施状況
1 公的統計の作成
2 統計情報の提供
3 調査票情報等の利用及び提供
4 PDCAサイクルの確立
5 統計リソースの確保・人材育成
6 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減
7 国際比較可能性の向上、国際貢献等
別編（基本計画 事項別推進状況） ※ 基本計画別表に掲げられた全118事項の取組実績

2. 令和7年度における統計行政の主な動き

1 令和7年国勢調査の実施

- 国勢調査は、大正9年から開始されており、今回調査は22回目。統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、QRコードによるログイン自動入力機能の実装など、オンライン回答の促進に向けた取組を強化。その結果、人口速報集計結果の世帯数を基に算出したインターネット回答率は全国で約47.3%と、令和2年の前回調査と比べて9.4ポイント増加
- 人口速報集計結果によると、都道府県別では、東京都と沖縄県を除く45道府県で5年前に比べて人口が減少

2 統計データの機械可読化の進展

- 総務省は、令和2年12月に「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」を策定し、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する統計表の標準フォーマットを各府省に提示。しかし、令和4年度から6年度までのe-Statにおける登録状況を上記表記方法に則してみると、機械判読可能な形式で登録されているものは、基幹統計は約8割であったものの全体では約6割
- 政府は、「データ利活用の在り方に関する基本方針」（令和7年6月閣議決定）等を踏まえ、各府省が保有する行政データの機械可読性を確保するためのルールを整備。e-Statで提供される公的統計の機械可読化やデータフォーマットの標準化の進展が期待される。

3 世界統計の日

- 2025年10月20日の「世界統計の日」に併せ、公的統計の重要性を広く周知するための取組の一環として、同年12月に「世界統計の日フォーラム2025」を開催。「質の高い統計とデータですべての人に変化を」をテーマに、国連統計部による講演のほか、国や地方公共団体における統計データの利活用の取組を紹介
- このほか、同年11月には、北九州市においてSDG指標に関する国連統計委員会専門家会合を日本で初めて開催

4 公的統計の品質の確保・向上に向けた取組

- 統計職員の確保・育成について、政府機関の統計業務資格保有者として、令和3年度から、統計データアナリスト等の認定を行っており、認定者数（累計）は、統計データアナリスト174人、統計データアナリスト補531人（令和8年3月末時点）
- 統計データアナリスト等の育成が一定程度進んだことを踏まえ、令和8年度以降については、各府省において確保・育成・配置計画を設定するなど、人材の配置も推進するための取組へ移行

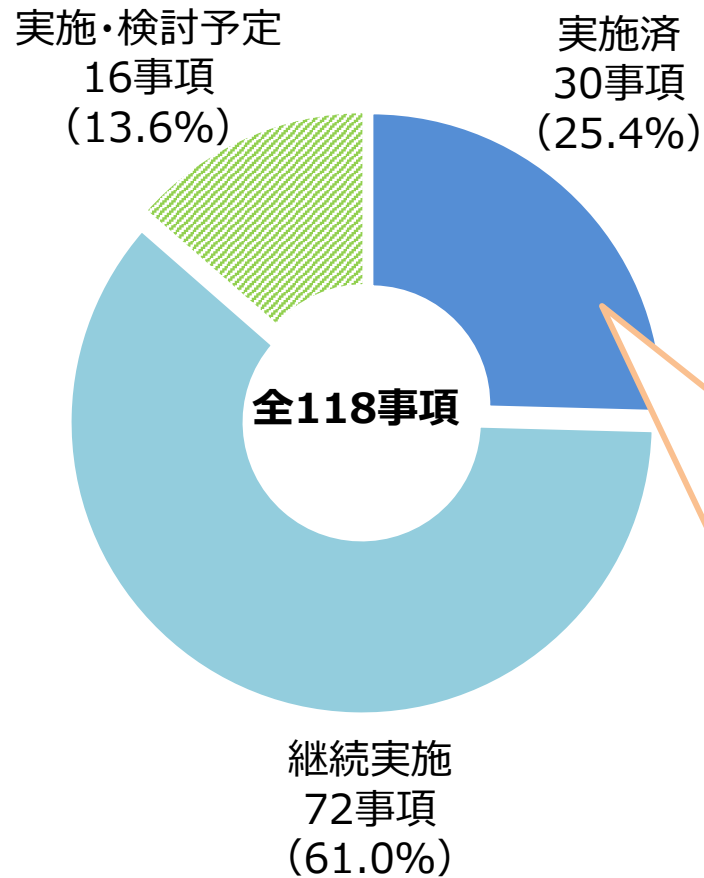
5 統計委員会デジタル部会の審議内容等の取りまとめ

- 公的統計のデジタル化の推進に向け、統計委員会にデジタル部会を新設（令和5年10月）。「デジタル経済・社会の統計的把握」と「統計作成のデジタル化」を柱とした、延べ7回にわたる部会における審議内容を令和7年9月の統計委員会に報告
- 今後の部会審議においては、DXと生成AIに着目した検討や、デジタル化を経済以外の分野についても広く捉えた検討も踏まえ、継続的な調査研究等を通じて議論。統計委員会の他の部会や関係府省庁とも連携

3. 第Ⅳ期公的統計基本計画の進捗状況

- 統計法施行状況報告では、第Ⅳ期基本計画の記載事項（全118事項）について、「実施済」、「継続実施」などに区分して進捗状況を把握・整理

【令和7年度末の進捗状況】



-
- ・基本計画の計画期間は、令和5年度～9年度
 - ・計画期間3年度目の令和7年度末時点では、**約86%**が実施済又は継続実施

＜令和7年度に「実施済」の主な取組実績＞

- サービス産業・非営利団体等調査について、調査対象の見直しを実施
- 第3次産業活動指数について、基礎データ等の見直しを行い、2020年基準改定後の指数を公表
- 法人企業統計の調査結果を集推計するシステムに対し、欠測値補完機能を追加するためのシステム改修を実施
- 一般統計調査である海外事業活動基本調査を経済産業省企業活動基本調査に統合し、「海外現地法人調査票」を新設した新たな調査計画を策定、令和8年から調査を実施

4. 公的統計の整備におけるデジタル化への対応状況

- 政府は、「デジタル行財政改革取りまとめ2025」（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）等に基づき、急激な人口減への適応に向け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための行財政改革を推進
- 基本計画においても、デジタル技術を活用した報告者負担の軽減、統計ユーザーの利便性向上など様々な観点から対応が求められているところ。統計法施行状況報告で取りまとめられる指標等も活用する等により、その効果を検証しつつ推進することとされており、令和7年度は、基本計画期間の中間年にも当たることから、現状を整理

① オンライン調査の更なる推進

- 基幹統計調査のオンライン回答率は、企業系調査8割以上、世帯系調査5割以上を目指して、いずれも年々上昇

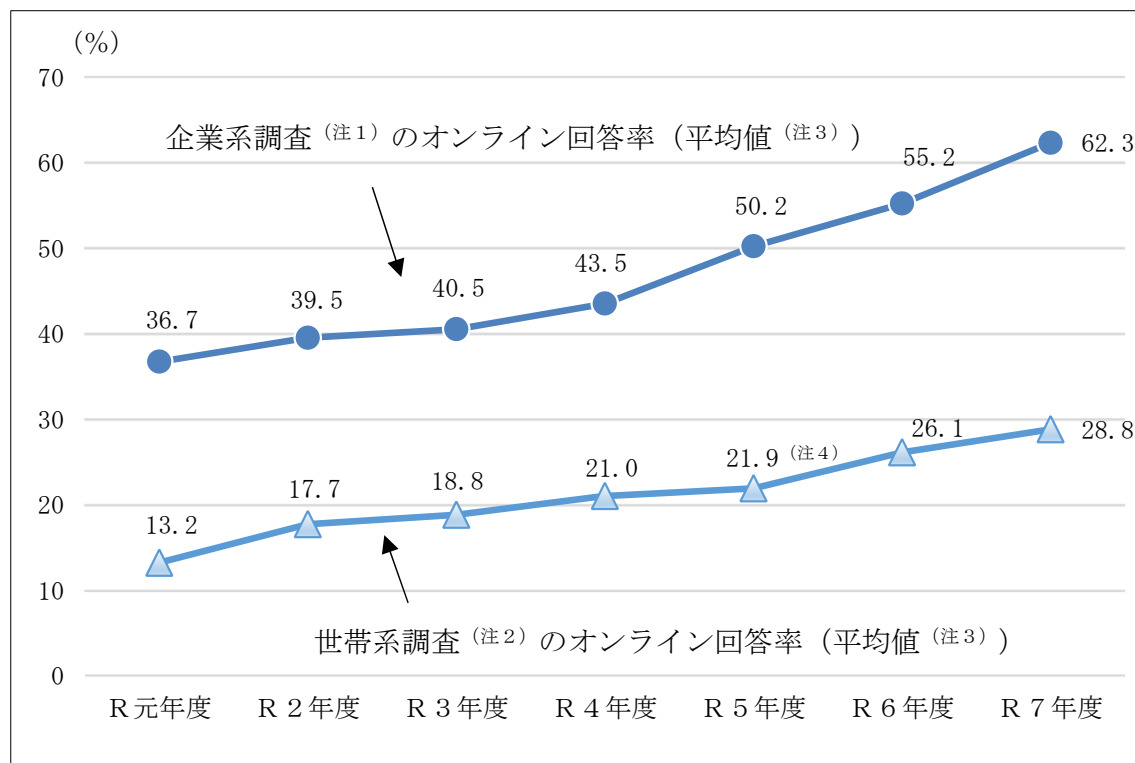
→ オンライン回答率向上が困難な主な理由としては、

- ・ 企業系調査の中には、調査対象の企業経営者に高齢者が多く、パソコン利用率が高くないとしているものや、設問が多岐にわたり、企業内で回答する部署が複数にまたがることから、紙の調査票での回答の利便性が高いとしているものあり
- ・ 世帯系調査の中には、調査対象に高齢者が多いとしているものや、調査内容が複雑であり、調査員等による聞き取りが必要としているものあり

課題

- 各府省においては、調査の特性に応じて、これまでの状況を分析した上で、電子調査票の機能改善や調査対象への周知・疑義照会対応の強化を図る必要
- 総務省は、各府省の取組状況を把握し、好事例の横展開を図ることなどにより、各府省の取組を支援する必要

基幹統計調査のオンライン回答率の推移



(注1) 主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）

(注2) 主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（地方公務員給与実態調査を除く。）

(注3) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施していても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注4) 一部の都道府県のみにはオンライン調査を先行導入した統計調査を除く。当該統計調査を含めると（この場合、回答率の分母は全都道府県として算出）、オンライン回答率は20.6%となる。

(注5) 令和5年度から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

(注6) 令和元年度から令和5年度までの値は各年度12月末現在。令和6年度以降の値は各年度3月末現在

4. 公的統計の整備におけるデジタル化への対応状況

② 調査票情報等の利用及び提供

○ 公的機関等と同等の公益性を有する者（法第33条第1項第2号）又は学術研究若しくは高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者（法第33条の2第1項）に対する令和7年度における調査票情報の提供件数は、従前の年間300件前後から494件と大きく増加

→ 調査票情報の利用手続の電子化や提供の早期化に取り組んだことが要因として考えられる。

○ 学術研究等を目的とする者（法第36条）に対する匿名データの提供件数は、多い年で40件程度

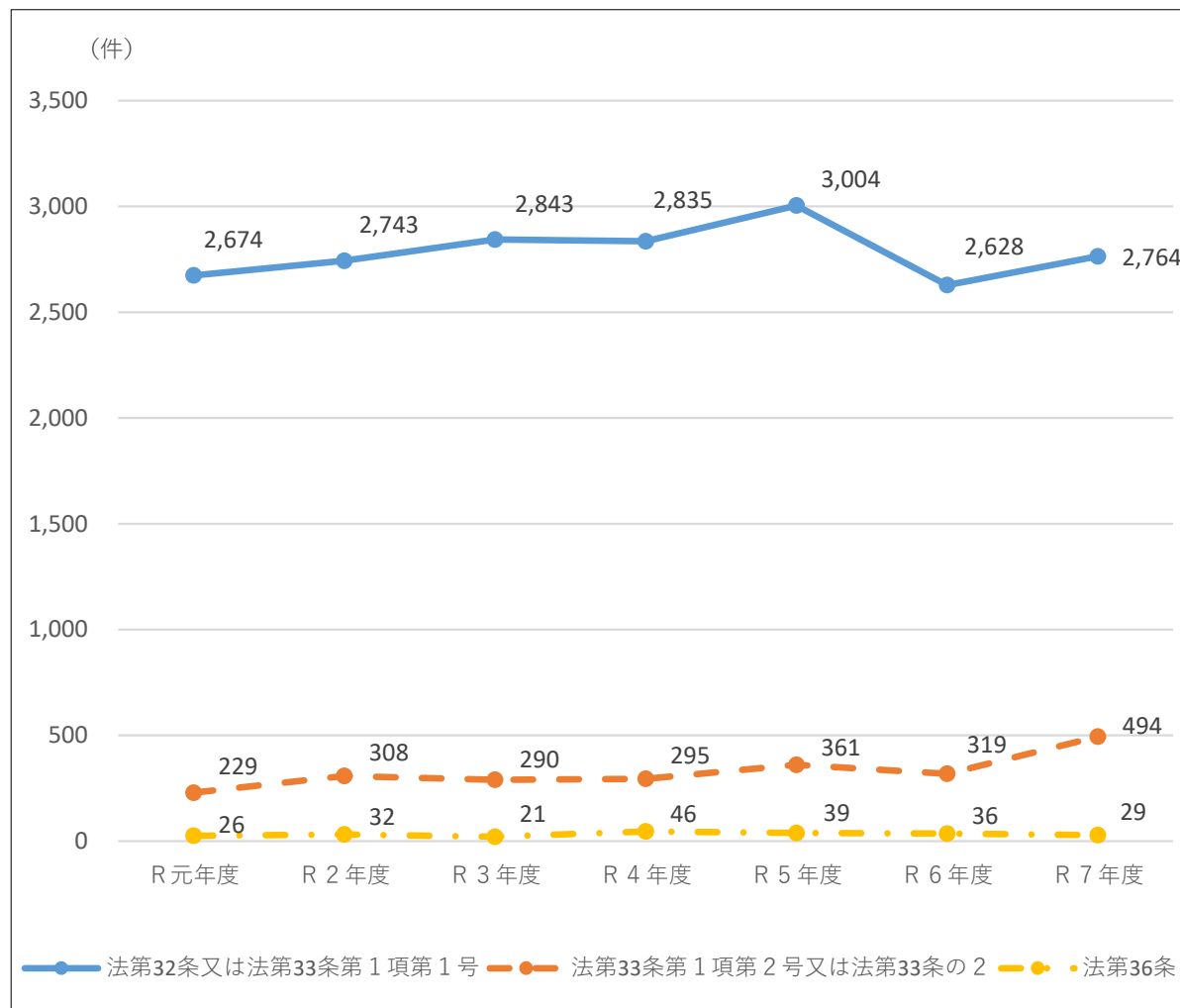
○ なお、調査票情報の二次利用件数（法第32条）又は公的機関等（法第33条第1項第1号）に対する調査票情報の提供件数は、年間2,700件程度で推移

課題

○ 調査票情報の提供は、オンサイト利用やリモートアクセス方式など、より適切なマイクロデータの提供方法を模索する中で技術的に進展。AI等技術は今後も進展の見込み

○ 総務省は、新たな技術動向を的確に把握しつつ、調査票情報の提供形態の多様化に関する利用者ニーズも踏まえ、データ利活用の高度化と調査票情報の保護の両立を図るため、適切な提供方法について整理・検討

調査票情報等の利用及び提供件数の推移



（注1）法第32条の規定に基づく調査票情報の利用件数とは、行政機関又は指定独立行政法人等が、自ら実施した統計調査に係る調査票情報を自ら用いた件数

（注2）各条文の規定に基づく調査票情報の提供件数とは、行政機関又は指定独立行政法人等が、それぞれ以下の者に対して調査票情報を提供した件数

○法第33条第1項第1号：行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）

○法第33条第1項第2号：公的機関等と同等の公益性を有する者

○法第33条の2第1項：学術研究又は高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者

○法第36条：学術研究、教育の発展等に資する統計の作成等を行う者

4. 公的統計の整備におけるデジタル化への対応状況

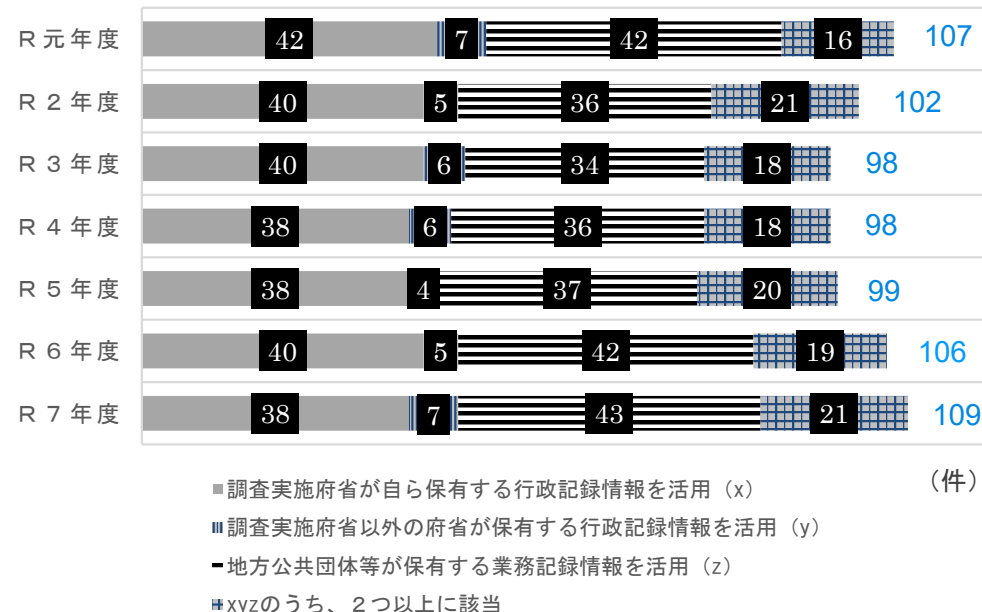
③ 行政記録情報等の活用

- 行政記録情報等を活用した統計調査の件数は、毎年100件前後で横ばい。保有機関別にみると、調査実施府省が自ら保有しているものが多く、他府省が保有するものは僅か
- どの行政機関がこういった行政記録情報を保有しているかといったデータ・カタログは整備途上であり、データフォーマットも標準化されていないため、データ保有部局以外では活用されにくい状況

課題

- 総務省及び内閣官房は、各府省において「調査等リスト」を活用した重複確認や調査の効率化等に取り組めるよう、その有用性を高める見直しに不断に取り組む必要。また、各府省は、データの所在確認に「調査等リスト」を積極的に活用する必要
- 諸外国では、行政記録情報の活用が進んでいることから、行政記録情報等の積極的な活用を促すための規定の整備を検討

行政記録情報等の保有機関別の活用状況の推移



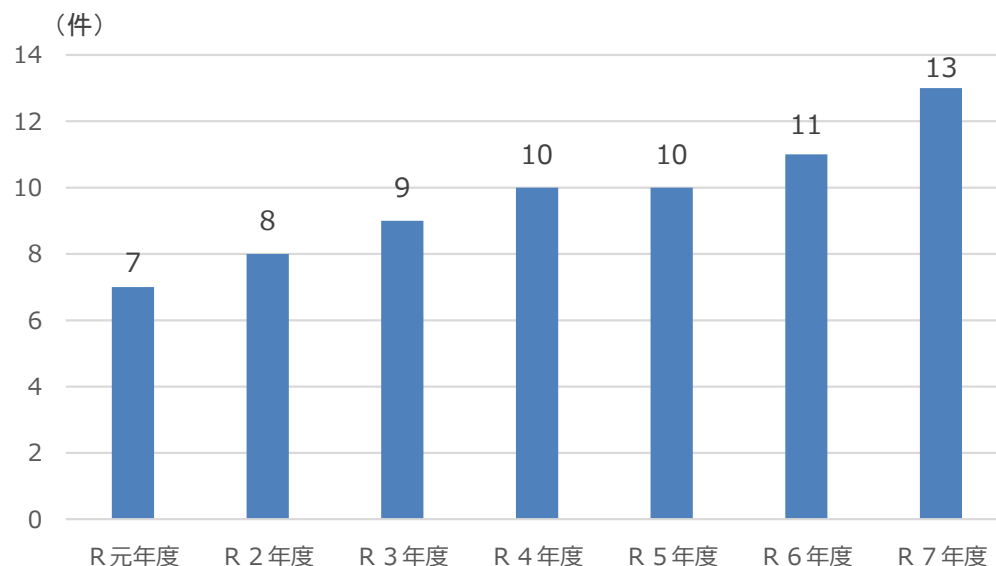
④ ビッグデータ等の活用

- ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の件数は、緩やかに増加しており、令和7年度末時点で13件
- POSデータの活用は、徐々に広がりを見せているが、その他データの活用は、一部府省にとどまっている状況
- 対象の偏り、高額な対価、データ供給の継続性、ビッグデータに含まれる個人、法人等の情報の保護に課題あり

課題

- 総務省は、成功事例の把握・分析を含めた実証研究等を行い、各府省等とビッグデータ等を保有する民間企業等との橋渡しや実際のデータ活用を支援する必要
- ビッグデータ等の活用の環境整備の一環として、ビッグデータ等を活用する場合の手続や情報保護規定等の整備を検討

ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の件数の推移



5. 第Ⅳ期公的基本計画の項目別実施状況

- 第Ⅳ期公的基本計画の項目ごとに取組状況を掲載
- 基本計画の取組をフォローアップするため、公的統計の整備について全体の状況を俯瞰できるような指標などを掲載

【取組の関連指標等（令和5年度～7年度）】

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公的統計の作成			
基幹統計調査、一般統計調査の数	基幹統計調査：50件 一般統計調査：210件	基幹統計調査：50件 一般統計調査：211件	基幹統計調査：50件 一般統計調査：203件
統計情報の提供			
公表を行った件数 (うち、e-Statへの登録件数)	基幹統計：44件(44件) 一般統計調査：163件(161件) 加工統計：29件(29件) 業務統計：413件(182件)	基幹統計：46件(46件) 一般統計調査：156件(146件) 加工統計：28件(28件) 業務統計：412件(185件)	基幹統計：45件(45件) 一般統計調査：156件(151件) 加工統計：29件(29件) 業務統計：412件(186件)
e-Statの統計表アクセス件数	34,868,309件	66,527,751件	78,783,016件
調査票情報等の利用及び提供			
法第32条に基づく二次利用	671件	688件	627件
法第33条及び法第33条の2に基づく調査票情報提供	2,694件	2,259件	2,631件
うち、オンサイト利用件数	57件	55件	53件
法第34条に基づくオーダーメイド集計	21件	27件	26件
法第36条に基づく匿名データ提供	39件	36件	29件
公的統計の品質確保・向上			
点検・評価の実施件数	76件	115件	105件
プロセス診断の実施件数	4件	9件	11件
基幹統計の作成に従事する職員数	894人	879人	852人
誤り発見ルールに基づく報告	121件	123件	119件
統計データアナリスト・アナリスト補の認定状況(累計)	統計データアナリスト：68人 統計データアナリスト補：307人	統計データアナリスト：123人 統計データアナリスト補：435人	統計データアナリスト：174人 統計データアナリスト補：531人
オンライン調査の推進			
基幹統計調査及び一般統計調査におけるオンライン調査の導入率	90.5%	93.1%	94.3%
基幹統計調査におけるオンライン回答率	企業系調査：50.2% 世帯系調査：20.6%	企業系調査：55.2% 世帯系調査：26.1%	企業系調査：62.3% 世帯系調査：28.8%
統計作成の効率化			
行政記録情報等を活用している統計調査の数	99件	106件	109件
ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の数	10件	11件	13件

(注1) 各指標の数値は各年度末現在。ただし、「オンライン調査の推進」及び「統計作成の効率化」に係る令和5年度の数値のみ、令和5年12月末現在

(注2) 「基幹統計調査におけるオンライン回答率」は、各年度の調査時点で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査におけるオンライン回答率

(参考) 第Ⅳ期公的統計基本計画の構成

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

- 1 第Ⅳ期基本計画策定の基本理念
- 2 第Ⅲ期基本計画とその実施状況の振り返り
- 3 第Ⅳ期基本計画における施策展開の基本的な視点

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算の精度向上・充実
- 2 経済統計の体系的整備の推進
- 3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献
- 4 人口や暮らしに関する統計の整備
- 5 統計の比較可能性の確保等の取組
- 6 統計各分野の取組

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- 1 統計作成・提供・利用を通じた総合的品质確保・向上の基本的考え方
- 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上
- 3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保
- 4 統計基盤のデジタル化の推進
- 5 統計リソースの確保・人材育成
- 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組

第4 基本計画の推進

- 1 基本計画の推進に必要な事項
- 2 基本計画の推進体制
- 3 基本計画のフォローアップ

参考 公的統計の整備におけるデジタル化への対応

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

